会	長	会長代理	事務局長	係	長	主	查	係	員

# 太良町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年12月1日(木) 午前9時
- 2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
- 3. 出席委員 (16名)

農業委員 (8名)

会長 8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

5番 川﨑 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (8名)

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

池田 保吉

中島 政秀

簗 善作

松本 広喜

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員3名)

蕪竹 敏治

内田 秀敏

永渕 久留美

# 4. 議事日程

議案第122号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第123号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第124号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第125号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画の決定について

# 5. 農業委員会事務局職員

事務局長今田徹農地係長大岡寿憲主事石崎志朗

# 6. 会議の概要

発言者	内容						
議長	皆さんおはようございます。ただいまから第30回総会を開会いたします。						
	本日の出席委員は農業委員8名、推進委員8名です。定足に達しておりま						
	すので、総会は成立いたします。						
	今回の議事録署名者ですが、1番の澤山委員、2番の辻委員よろしくお願						
	いします。						
	本日の提出議案は、議案第122号が2件、第123号が1件、第124						
	号が1件、第125号が3件となっています。						
	それでは引き続き議案第122号農地法第18条第1項の規定による解約						
	報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので報告します。						
	それでは議案第122号1番について事務局より報告を求めます。						
事務局	(議案説明)						
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された簗推進委員から調査						
	報告をお願いします。						
簗推進委	この案件は、10月4日に使用貸借権の設定ということで許可されたとこ						
員	ろでしたけども、借人の○○さんがタマネギ苗の育成失敗ということで、こ						
	れを解約したいと申請されております。						
	28日に秀島会長と現地確認に行きました。現地から○○さんの方に確認						

の電話をしたところ、解約ということになったようです。以上です。

議長

それでは私の方から報告をします。

今、簗推進委員が話された通り、私の方からも○○さんと○○さんの方に 電話をしたところ、間違いないということでよろしくお願いしますというこ とで、私も了承いたしました。

議長

調査報告が終わりました。

それでは1番についてご異議ご意見ございませんか。

議長

異議なしと認め議決をとります。

議案第122号1番について、申請内容に問題がないと判断する方は挙手 をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって議案第122号1番は原案通り認められました。

続きまして議案第122号2番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された澤山農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。

澤山委員

調査報告をいたします。

11月29日に榊原推進委員さんと私、借人の○○さんと3人の立会いの もと、現地にて確認と意思確認を行いました。

貸人の〇〇さんは、仕事上現場に来れないということで、その場で電話を しまして意思確認をお願いしました。お互いの解約は合意ができておりまし た。

なぜ解約するんですかと伺ったところ、健康上の理由で耕作できなくなったということでした。その後の農地はどういうふうになりますかと伺ったところ、下手の土地は傾斜があって、今のところ誰が耕作されるのか決まってないけど働きかけをするということでした。

上手の土地は、圃場整備になっていて結構条件がいいところでして、伺っ

た範囲では、隣地の方で耕作されている〇〇さんが作られるんじゃないかな というような話を伺いました。以上で報告を終わります。

榊原推進

澤山委員の言われた通りです。異議ありません。

委員

議長 調査報告が終わりました。

それでは議案第122号2番についてご異議ご意見ございませんか。

議長 異議なしと認め、議決をとります。

議案第122号2番について、申請内容に問題がないと判断する方は挙手 をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数と確認いたしました。

したがって議案第122号2番は原案通り認められました。

続きまして議案第123号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは、議案第123号1番について事務局より説明を求めます。

事務局 (議案説明)

議長

譲渡人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された福江農業委員から調 査報告をお願いします。

福江委員 26日に内田推進委員と確認しました。ここで、何をするんですかと尋ねたところ、旅館で使う野菜とかを作ってみようと思っていますということでした。よろしくお願いしますということです。

調査報告が終わりました。議案第123号1番についてご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

### 議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第123号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。

## (挙手多数)

### 議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって1番は原案通り認められました。

続きまして議案第124号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは事務局の説明を求めます。

### 事務局

#### (議案説明)

申請地の農地区分は、鉄道駅からおおむね300メートル以内にある市街地の区域内にある農地で、第3種農地であると判断されるため、許可相当と判断いたします。

また、農地法第5条第2項に該当する事項は認められません。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。

## 辻委員

調査内容について報告をします。 1 1 月 2 5 日に、譲渡人の代理人に電話をしまして確認をしました。

内容については、譲受人とのやり取りについて了承していること等確認を しまして間違いないということでした。細かいところは〇〇さんにお願いを しているということでした。

このことを受けまして、翌日に現地調査を○○さんと池田推進委員と行いました。

耕作している田への進入口だったところに、○○さんが住宅を建てられた関係で、進入路の確保をしたいということで、拡幅の相談をされたということです。

○○さんの田についても○○さんが耕作しておられるということで相手方から了解をいただきながら、売買の方が成立をしたという内容です。

ここは町道からの入口が狭く、進入路がないと農作業に影響があるということで、今回そういった目的としてご相談をされてご了解を得たということで、問題はないというような判断を得たところです。

池田推進 委員 ここは、〇〇さんが農地では売らないということで、ある程度の値段まで お互いに譲り合ってその値段になったそうです。

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第124号1番についてご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第124号1番について許可相当と判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。

続きまして、議案第125号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による 使用貸借権及び賃借権設定について、別紙関係人より農地利用集積計画書を 受理したので、審議並びに意見を求めます。

お諮りいたします。次の議案第125号1番と2番は、同一世帯が借り手となり関連がありますので、一括して審議することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

それでは一括して事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

以上の計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基 盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された水田農業委員及び中島推進 委員から調査報告をお願いします。

## 水田委員

27日に、○○さんと○○さんの農地で、中島推進委員と現地確認をしました。

申請内容に間違いないということで確認しましたが、2006番地1の畑については、今年は手が回らず耕作できなかったので、来年は間違いなく耕作しようと考えているということでした。

2番の方の2筆は、○○さんの自宅近くの土地で、間違いなく耕作してあり、しっかり管理されて何も問題ないと思いました。

# 中島推進

水田委員がおっしゃった通りで間違いないと思います。

委員

一応確認ということで、今回の申請期間が10年じゃない理由を聞いたところ、前回5年にしていたということもあり、やっぱり何があるか分からないということで5年で設定をしていきたいということでした。

## 議長

調査報告が終わりました。

それでは、議案第125号1番及び2番についてご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

#### 議長

異議なしと認め、議決をとります。

議案第125号1番について申請内容に間違いないと判断する方は挙手を お願いします。

(挙手多数)

### 議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって議案第125号1番は原案通り認められました。

続きまして議案第125号2番について、許可相当と判断する方は挙手を お願いします。

(挙手多数)

# 議長

挙手多数と確認いたしました。

したがって議案第125号2番は原案通り認められました。

続きまして議案第125号3番について、事務局より説明を求めます。

事務局 (議案説明)

以上の計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基 盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議長事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員お願いします。

福江委員 27日に、内田推進委員と○○さんの息子になります○○くんと話をしました。株式会社○○の従業員としている関係で、ここは牧草を作る予定ということでしたけど、今のところは牛の放牧を考えておられるということでよ

ろしくということでした。以上です。

議長調査報告が終わりました。

それでは議案第125号3番についてご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議決をとります。

議案第125号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数と確認いたしました。

したがって、議案第125号3番は原案通り認められました。

以上をもちまして、太良町農業委員会第30回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうご ざいました。お疲れさまでした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 澤 山 直 人

議事録署名者 辻 和 久